**金 銭 借 用 証 書**

総代金 〇〇〇 円也

上記の金額を次の約定により、正に借用致しました。

（１）返済期限及び返済方法 令和５年●月●日からの給料支給日ごとに 毎月×××円を給与天引きにて返済することによって支払う。仮に休職となり給与が未発生となっても返済猶予はない。但し、このように返済することによって端数が生じるときは、その端数分は最後の××円に加算して支払う。

（２）利息は 年率〇％とする。

（３）次の場合には、分割支払の利益を失い、貸主から何らの催告なく直ちに債務の支払を一括にて請求されても異議はない。

①　他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行を受けたとき

②　他の債務につき競売、破産の申立があったとき

　③　月賦金を期限に支払わないとき

　④　貴殿に通知なく住所及び電話番号を変更したとき

⑤　無断で欠勤したとき

⑥　解雇または退職することとなったとき

（４）連帯保証人〇〇〇〇は、私の債務について保証し、私が上記の債務の履行をしないときは、私と連帯して一切の履行の責を負うものとする。

（５）借主及び連帯保証人は、本件債務に関する訴につき、貸主の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに合意する。

（６）借主及び連帯保証人が本件債務を履行しないときは、各自の全財産に直ちに強制執行を受けても異議がないことを承諾する。

上記の条項を承認し、確実に遵守することを誓約し、本証書を差入れます。

令和 　年　 月　日

借　　　主　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　〇　〇　〇　〇　　　　　　　　　　印

　連帯保証人　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　〇　〇　〇　〇　　　　　　　　　　印

　貸　　　主　　大阪府〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　株式会社〇〇〇〇

代表取締役　　　　　　　　　　　殿

**賃金控除に関する協定書**

株式会社〇〇〇〇と従業員過半数代表者とは、労働基準法第24条第１項但し書きに基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

1. 会社は毎月末日の賃金支払の際、次に掲げるものがある場合は、控除して支払うことができる。
   1. 財形貯蓄積立金
   2. 生命・損害保険料
   3. 持株会拠出金
   4. 会社施設の利用代金
   5. 共済会費・親睦会費
   6. 会社借上げ社宅費
   7. 貸付金または立替金の返済金
   8. 親睦会費
   9. 既払い金
2. この協定は令和5年〇月〇日から有効とする。
3. この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り、効力を有するものとする。

以上

令和　　年　　月　日

株式会社〇〇〇〇　代表取締役　〇〇　〇〇　　㊞

株式会社〇〇〇〇　過半数従業員代表　　　　　　　　　　　㊞